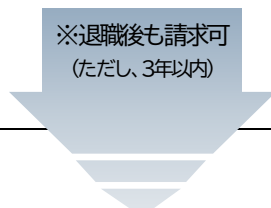
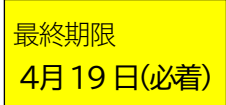
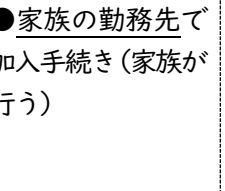
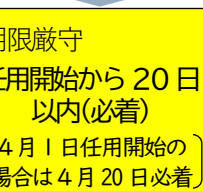


令和9年3月末退職者（本人）が行う事務手続（退職前～退職後）早見表

区分 時期		医療保険（全員）				年金（全員）	互助事業
		資格係 082-513-4957（資格確認書等の返却に関すること） 経理貸付係 082-513-4955（任意継続組合員に関すること）				年金係 082-513-4959	互助組合 082-228-1386 ※ 退職後の制度加入手続は希望者のみ
退職前	説明会後 ～1月頃	●説明資料、説明動画、よくある質問を見直し、制度を理解する。 ●4月以降に加入する医療保険等について検討・準備する。 （再就職予定先の保険制度の確認、家族の被扶養者となる要件の確認、国民年金に加入した場合の保険料の確認、退職医療制度（互）加入の検討など）					
	2月以降～	再就職先の保険へ加入する場合	任意継続組合員となる場合 ●「任意継続組合員申出書」を共済組合へ提出（※1）	家族の被扶養者となる場合 ●「資格喪失証明書」の交付を希望する旨を所属所へ申出（口頭）	国民健康保険へ加入する場合	●「退職届書」を所属所へ提出（※2） 	●「退会給付金請求書」を互助組合へ提出（※3） 
	3月31日 （退職後速やかに）	●資格確認書、高齢受給者証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証を所属所へ返却（交付されていた者のみ）					
退職後	4月	●再就職先で加入手続き  「任意継続組合員申出書」を提出していた場合 ↓ 「任意継続組合員取下書兼掛金還付請求書」を共済組合に速やかに提出 	●家族の勤務先で加入手続き（家族が行う）  「任意継続組合員申出書」を提出していた場合 ↓ 「任意継続組合員取下書兼掛金還付請求書」を4月19日までに共済組合に提出(必着)	●市町村の窓口で加入手続き		退職医療制度への加入を希望の場合 ●「退職医療組合員申出書」を互助組合へ提出  	再就職して再び公立学校共済組合員となり、現職制度へ再加入を希望の場合 ●「加入申込書」を新たな所属を通じて互助組合へ提出  
	65歳の誕生日の1～3か月前					請求書等が自宅へ送付される（共済組合本部から）	

※1 4月1日から任意継続組合員の資格で医療機関等を受診したい者は、一次締切日（現金振込の場合は3月5日、口座振替の場合は3月12日）までに提出してください。（共済組合必着）

※2 提出が不要となる場合もあります（説明資料③P22又は「よくある質問Q39」参照）。
60歳以上で、既に年金（障害年金・遺族年金を除く）の受給権を有している一般組合員が退職する場合は、追加で年金支給に関する書類が必要です。（該当する方には、別途、関係書類を送付しますので、年金係（Tel 082-513-4959）に連絡してください。（「よくある質問Q40」参照）

※3 退会給付金の対象となる掛金（一般掛金[H16.3まで徴収]・生涯福祉掛金・退職医療掛金）の納付のない方は給付の対象とならないため提出不要です。（「よくある質問Q64」参照）